

答 申 第 1 0 9 号
(諮 問 第 1 1 1 号)

令和 5 年 (2023 年) 5 月 11 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 1 月 31 日付け鎌総第 3060 号で諮問のあった下
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和3年（2021年）9月8日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「令和2年2月14日スーパーシティ自治体アイデア公募神奈川県、藤沢市と鎌倉市が意見交換をした記録類及び資料文書」について、実施機関鎌倉市長が令和3年（2021年）9月16日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和3年（2021年）9月8日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和2年2月14日スーパーシティ自治体アイデア公募 神奈川県、藤沢市と鎌倉市が意見交換をした記録類及び資料文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和3年（2021年）9月16日付け鎌倉市指令第2号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）11月29日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）11月29日付けで提出した審査請求書における主張によると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 国によるスーパーシティ構想の区域指定にあたっては、市民生活への影響が大きく、実施過程についても丁寧な説明が求められるものであることから、スーパーシティ自治体アイデア

公募に係る神奈川県、藤沢市と鎌倉市が意見交換をした記録類及び資料を1年間の保存期間と定め、廃棄したとは考えられない。

イ もし、鎌倉市がスーパーシティ構想に関する資料を破棄し不存在であるとするのであれば、条例の定める「市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で、民主的な市政を推進する」との目的に反し、市民の「知る権利」を侵害している。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

令和4年（2022年）1月4日付けで提出された弁明書及び令和4年（2022年）11月7日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 本件請求に係る行政文書は、もっぱら参加者同士の情報交換のみを目的とし、意思決定を含む性格のものではないことから、鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月8日規則第20号。以下「規則」という。）第6条別表に規定する「4 庁内文書及び庁外文書で一時的なもの」に該当するとして1年間で破棄しており、存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件請求対象文書は、鎌倉市がスーパーシティ自治体アイデア公募に応募するにあたり、令和2年（2020年）2月14日に神奈川県、藤沢市と鎌倉市が意見交換をした記録類及び資料文書である。

実施機関の説明によると、本件請求対象文書は、スーパーシティ自治体アイデア公募における藤沢市及び鎌倉市の提案書の内容について情報共有すること、またもっぱら参加者同士の情報交換のみを目的としたものであり、意思決定を含む性格のものではないことから、規則第6条別表に規定する「1年保存 4 庁内文書及び庁

外文書で一時的なもの」に該当するため、本件請求のあった令和3年（2021年）9月8日の時点においてはすでに廃棄し、保有していなかったと主張する。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件における当審査会の判断は上記のとおりであるが、実施機関における行政文書の管理のあり方について次のとおり付言する。

審査請求人は、藤沢市に対し本件請求と同様の行政文書公開請求を行い、一部公開された意見交換の記録を当審査会に提出している。これによれば、当該意見交換には当該事務を所管する部署の職員として、神奈川県より課長等計2名、藤沢市より参事、主幹等計5名、そして鎌倉市より部長及び課長の計2名が出席していたこと、開催時間が1時間45分程度であったこと、並びに鎌倉市よりスーパーシティ自治体アイデア公募への応募に係る課題についての説明がなされていたことが認められた。

そのため、もっぱら意見交換を目的とし、意思決定を伴うものではなかったとしても、スーパーシティ自治体アイデア公募への応募に係る実施機関の意思形成に関するものであった可能性を完全に否定することはできず、少なくとも文書管理規則別表に定める「一時的なもの」であったとは即断し難い。

実施機関においては、行政文書の性格付けについて、実施された活動の形式のみによることなく、その内容や態様をも踏まえて検討することを望むものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 3 / 9 / 8	行政文書公開請求書が提出される
9 / 1 6	行政文書不存在決定通知書送付
1 1 / 2 9	審査請求書が提出される（処分庁：政策創造課 審査庁：総務課）
4 / 1 / 4	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 / 3 1	審査会に諮問
1 1 / 7	第 140 回審査会で審議 （処分庁から口頭による決定理由説明）
5 / 1 / 2 5	第 142 回審査会で審議
2 / 2 4	第 143 回審査会で審議
4 / 7	第 144 回審査会で審議
5 / 8	第 145 回審査会で審議
5 / 1 1	答申（第 109 号）